

行政手続条例適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		学習館附設店舗等の使用料等の減免		
根拠例規及び条項		多治見市学習館の設置及び管理に関する条例（平成 8 年条例 36 号）第 19 条		
所 管 部 課 名		環境文化部 文化スポーツ課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	—		
	基 準	（使用料等の減免） 条例第 19 条 市長は、公益上の必要その他特別の事由があると認めるときは、使用料及び保証金を減免することができる。 「公益上の必要その他特別の事由」に該当するか否かは、個別に判断しており、基準は設けていない。		
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 ～3 日程度（注：休日は含まない。）		
	内 訳	経由機関 日（機関名 ） 協議機関 日（機関名 ） 処分機関 ～3 日		
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
備 考				